

令和5年第5回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第5号)

招 集 年 月 日	令和5年5月24日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和5年5月24日 9時30分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和5年5月24日 10時30分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 10 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △⊗ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	宮本 千春	○
	2	河野 幸枝	○
	3	笠井 清孝	○
	4	栗栖 芳秋	○
	5	佐藤 潤	○
	6	富永 富幸	○
	7	沖 貴雄	○
	8	武本 宮紀	○
	9	小笠原 敏子	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	4番	栗栖 芳秋	
	5番	佐藤 潤	

議長	<p>総会を開会させていただきます。 本日の出席委員は10名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和5年第5回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9:30)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に4番委員と5番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木泰彦氏と栗栖はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第27号から議案第33号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第27号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は1,283㎡です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は0㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字加計字遅越、地番が401番1、406番4、417番1、418番、地目が畑、面積が合計で1,283㎡です。申請理由は譲渡人は遠方に居住しており高齢のため譲り渡す。譲受人は現在居住している家屋を含め購入するため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>それでは私の方から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>議案書は1ページから3ページ、および私が現地の写真を付けておりますが、それを含めて調査結果について説明いたします。 5月16日に現地調査を行い5月22日に■■■■行政書士に聞き取り調査を行いました。譲受人の■■■■さんは既に数年前より譲渡人の■■■■さんの住居に住み、申請地も一部家庭菜園として栽培管理をされています。今回、宅地家屋を含めて購入されることとなり、申請されております。 ただし、農地所有者は■■■■さんとなっております。これは譲渡人の■■■■さんの母となっておりますが、■■■■さんは現在死亡されており、相続されるのは■■■■さんの申請です。この相続手続きについては、現在■■■■行</p>

政書士さんが手続き中で、6月初めには完了するとのこと。

ただし、写真を見ていただきますと、418番、右下の部分ですが駐車場として利用されております。この点について少し問題があると思います。ただ、その農地については、畑の土を持ち出して更地にしての駐車場ではありませんが、現在この駐車場以外にこの方の駐車場はありませんので、今後これが利用されることになると非常に問題があるということで、418番については今回の申請から除外をしていく方が妥当ではないかというように、次回5条申請での申請をしていただっていくことが必要ではないかということで考えております。

以上のことから、418番地以外については許可妥当と判断をし、418番については5条申請での申請ということで今回除外をする方が妥当だと考えます。

その他3つの農地については、第3条第2項の各号に該当しませんので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、議案第27号について、審議に入ります。議案第27号について質疑はありませんか。

(全員質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

よって、418番を除外し、401番1、406番4、417番1の申請を承認の委員の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手多数でありますので、議案第27号は418番を除く、401番1、406番4、417番1を申請のとおり承認決定いたしました。

それでは議案第28号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。

事務局

申請者譲渡人の住所は■■■■■、お名前が■■■■■さん、耕作面積は1,251㎡です。譲受人の住所は■■■■■、お名前が■■■■■さん、耕作面積は6,506㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字戸河内字乙井手、地番が886番7、字盆手、966番、地目が田と畑、面積が合計で1,108㎡です。申請理由は譲渡人は遠方に居住しており高齢のため譲り渡す。譲受人は規模拡大のため譲り受ける。なっております。以上です。

議長

続いて3番委員より説明をお願いします。

3番委員

議案書4ページ、図面56ページ、それから資料写真を印刷しておりますのでご覧ください。

5月15日電話で譲受人の■■■■■さんと確認をし現地確認をしてきました。本事案は譲受人■■■■■様の売買によります所有権移転事案です。譲渡人■■■■■様は遠方

	<p>で高齢のために■■■様に売却されたいとのことです。譲受人の■■■様は申請地を使って稲作、野菜、果樹栽培などをされるとのことです。実際に写真のとおり野菜を栽培されています。なお、農作業管理等は業者に委託されています。</p> <p>このように周辺の農地利用に影響なく、農地法第3条第2項各号に該当しないと判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第28号について、審議に入ります。議案第28号について質疑はありませんか。</p>
7番委員	<p>886-7番地は宅地と隣接していますが、ここは農転になっているという事例がありますか。宅地にくっついている農地があり、面積もすごく小さいので転用になっている可能性があるかと思ったのですが。</p>
3番委員	<p>ここは確認ができていないので。</p>
議長	<p>ちょっと休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>それでは休憩を廃し会議を再開します。 7番委員の質問について3番委員さん。</p>
3番委員	<p>今確認してきましたら草が生えたような状態で休耕の状態ですけども、畑として活用できるような状況でした。よろしく願いします。</p>
議長	<p>7番委員さんいいですか。</p>
7番委員	<p>はい。大丈夫です。</p>
議長	<p>その他、質疑ありませんか、</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第28号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第28号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは議案第29号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>

事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[]、お名前が[]さん、耕作面積が 136 m²です。譲受人の住所は[]、お名前が[]さん、耕作面積が 0 m²です。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大字加計字見入ヶ崎、地番が 730 番 1、767 番 3、地目が畑、面積が合計で 136 m²です。申請理由は譲渡人は遠方に居住しており高齢のため譲り渡す。譲受人は自宅から近く果樹を育てるため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて私より説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>議案書は 7 ページから 10 ページまでをご覧ください。そして、写真を別添資料として添付させていただいております。</p> <p>申請人の [] さんではなく [] さんですね。5 月の 16 日に奥さんと話しながら、現場も含めて確認調査を行いました。これは [] さんから [] さんへ売買により譲渡されるものですが、昨年 12 月に総会に申請が出されております。[] さんの譲り渡す農地について、一部今回の申請地が漏れたということで今回申請を出されております。現場は見てのとおり 2 カ所あるのですが、下の写真のようにこれは草刈りだけするような状況になると思います。上の写真は現在除草をして管理されています。ただ、今後機械も所有されておきませんが、果樹等を植えて管理をされるということでございました。ということで、審査上、現地調査をした中では問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第 29 号について、審議に入ります。議案第 29 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 29 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 29 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 30 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は []、お名前が []さん、耕作面積が 500,000 m²です。譲受人の住所は []、お名前が []さん、耕作面積が 0 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字戸河内字中坪、地番が 753 番 1、地目が畑、面積が 63 m²です。申請理由は譲渡人は遠方</p>

	<p>立会、聞き取り調査した結果に基づき議案説明させていただきます。</p> <p>申請地は、加計支所から広島方面へ約9.5キロ進んだ坪野地区の下側となります。譲渡人の■■■■■さんは、遠方に居住されており又、高齢により建物及び農地を町の空き家バンクへ登録されておられました。譲受人■■■■■さんは、隣近所の方で、耕作などを行うため譲渡人から建物及び農地を譲り受けるものです。■■■■■さんは耕作面積0㎡で申請されていますが、農業経験30年以上あり、自宅の横、他人の農地を年間通じて農作業に従事されており、奥様も手伝っておられます。農機具についても耕運機など必要な機材を色々と保有されておられます。また、譲受人は朝市さとやまの会員でもあり、「出来た野菜を出荷していきたい。」とのことでした。</p> <p>補足として、今回の申請に伴い■■■■■さんが現在耕作されている土地は自宅横の雑種地と他人の農地です。今回の申請をきっかけに他人の農地の貸し借りについては農業委員会の許可が必要な旨を伝え、今後使用貸借に関し「農業委員会の許可を取って下さい。」とお伝えしました。</p> <p>以上、全部効率利用要件、農作業常時要件、地域との調和要件、全て整い、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第31号について、審議に入ります。議案第31号について質疑はありませんか。</p>
	<p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
	<p>それでは、議案第31号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第31号は申請のとおり承認決定いたしました。</p>
	<p>それでは議案第32号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は■■■■■、お名前が■■■■■</p>
	<p>■■■■■さんです。譲受人の住所は■■■■■、お名前が■■■■■さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字坪野字本郷、地番が880番3、地目が畑、面積が70㎡です。申請理由は駐車場として使用するためとなっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて1番委員より説明をお願いします。</p>
1番委員	<p>議案32号の説明をいたします。議案書17ページをご覧ください。図面は18ページから19ページ、申請地の写真は資料2です。</p>

	<p>議案 31 号と同様に申請者本人 [] さんと現地立会 聞き取り調査した結果に基づき、議案説明させていただきます。</p> <p>申請地は、議案 31 号と同じ箇所になります。こちらも、議案第 31 号と同じく譲受人 [] さんが、譲渡人 [] さんから譲り受けるものです。申請地は既に車庫用として整備されており、 [] さんは、そのまま利用することでした。譲渡人 [] さんは、この度の件で、始末書を提出されておられます。今回、地目と名義を同時に変更したいため、第 5 条で申請されております。</p> <p>以上、事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないことから許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 32 号について、審議に入ります。議案第 32 号について質疑はありませんか。</p>
	<p>(全員質疑なし)</p>
7 番委員	<p>これは分筆の形状と合っていますか。880 番 3 は図面上三角にとがっているんですけど、写真では台形に見えるので 880 番 2 にかかっているんじゃないのかなという風な取り方もできるしと思ってですね。</p>
1 番委員	<p>写真からみると違った形になりますけども、少し入っているかも。</p>
議長	<p>休憩に入ります。</p>
	<p>(休憩)</p>
議長	<p>休憩を廃し、会議を再開します。事務局説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>先ほどの説明をさせていただきます。農地地図のシステム上で確認をさせていただきますまして、航空写真上この三角の中でコンクリートが敷いてあるのを確認をさせていただきますいております。なので、この写真状台形に見えますが、三角の頂点の部分がコンクリートが張っていない部分ということで、確認をさせていただきます。</p>
議長	<p>7 番委員さん、いいですか。</p>
	<p>その他質疑ありませんか。</p>
	<p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
	<p>それでは、議案第 32 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 32 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 33 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p> <p>議案第 33 号の説明をさせていただきます。</p> <p>この案件は、安芸太田町長より、安芸太田農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められています。内容については、資料 3、3 ページをご覧ください。</p> <p>社会情勢の変動、自然・社会・経済諸条件等から総合的に判断し、やむを得ないと認められるため、農用地区域からの除外を行うものです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2、及び同施行令第 3 条の規程により、関係機関の広島市農協、太田川森林組合及び安芸太田町農業委員会より意見を聞くものとなっています。農振農用地からの除外についての要件は 2 点です。</p> <p>まず 1 点目に、農振農用地である必要性があり、他に代替地がないと認められること。2 点目に、営農に支障を及ぼす恐れがないと認められること。という 2 つの要件が満たされるかについて審議をお願いします。5 ページ及び 6 ページをご覧ください。今回の 4 月申出期間では 5 件の申出書が提出されております。</p> <p>位置番号 1 番は遅越地区です。19～22 ページをご覧ください。■■■■■さんによります宅地への変更です。現況はすでに物置となっております。面積は 79 m²です。</p> <p>2 番は温井地区です。23～26 ページをご覧ください。■■■■■さんによります駐車場用地への転用です。現況は休耕地で、■■■■■さんの息子である■■■さんが安佐南区で車の売買をしており、市内で駐車場を確保しようとするとお金がかかるため、温井地区で使用していない畑を駐車場として転用したいとのことです。面積は 196 m²です。</p> <p>3 番は下坂原地区です。25～28 ページをご覧ください。■■■■■さんによります駐車場用地への転用です。現況は休耕地で、■■■■■さんは申請地周辺に農地を 4,916 m²持っており、その農地を管理するために申請地を自家用車を停める駐車場として転用予定です。面積は 305 m²です。</p> <p>4 番は中筒賀三谷地区です。29～32 ページをご覧ください。■■■■■さんによります、宅地への転用です。現況は耕作地ですが、■■■■■さんが購入し自宅を建てられる予定です。面積は 556 m²です。</p> <p>5 番は川手地区です。33～37 ページをご覧ください。■■■■■さんによります太陽光発電用地への転用です。現況は休耕地で、■■■■■■■■■■という会社が太陽光発電設備を建てます。面積は 4,597 m²です。</p> <p>以上 5 件で合計面積 5,733 m²となっています。以上です。審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議案第 33 号について、審議に入ります。議案第 33 号について質疑はありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 33 号について、審議に入ります。議案第 33 号について質疑はありませんか。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 33 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 33 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を 2 点させていただきます。</p> <p>農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 1 件出ております。資料 4、40 ページをご覧ください。安佐北区の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>報告事項 2 点目は農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集についてです。クリップ止めにしておりますのが募集要綱と申請様式となっております。6 月広報で募集の記事を掲載します。6 月 1 日から 6 月 30 日の 1 か月間を募集期間としておりますが、皆様にはすぐに用紙を出していただきたいと思っております。継続が難しい方は次の候補者について相談させていただきたいため、お早めにご相談いただけると幸いです。ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>報告事項 3 点目が令和 5 年度農業委員会委員等の非表彰者の決定についてという通知をポチキス止めで、用意をさせていただいております。こちらが 1 ページめくっていただいて、広島県農業会議会長表彰に農業会議会員として河本穂津雄さん、農業委員会委員として佐藤 潤さん、寺田 光浦里さん、田谷 久さん、小坂 勇さんが表彰されることが決定しました。こちらの表彰については 6 月 29 日の農業委員会議の総会の前に行われるのですが、実際に表彰自体はそれぞれの各表彰の代表者が授与されることとなっておりますので、その代表者に選ばれるかどうかについては、まだ通知が来てません。もし、実際に来てくださいということになれば、また連絡をさせていただこうと思っております。報告は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。 これもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和 5 年第 5 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10 : 30)</p>

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

4 番委員

5 番委員